

議案第 86 号

工事請負契約締結の件

下記のとおり工事の請負契約を締結することについて、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 58 号）第 2 条の規定により、市議会の議決を求める。

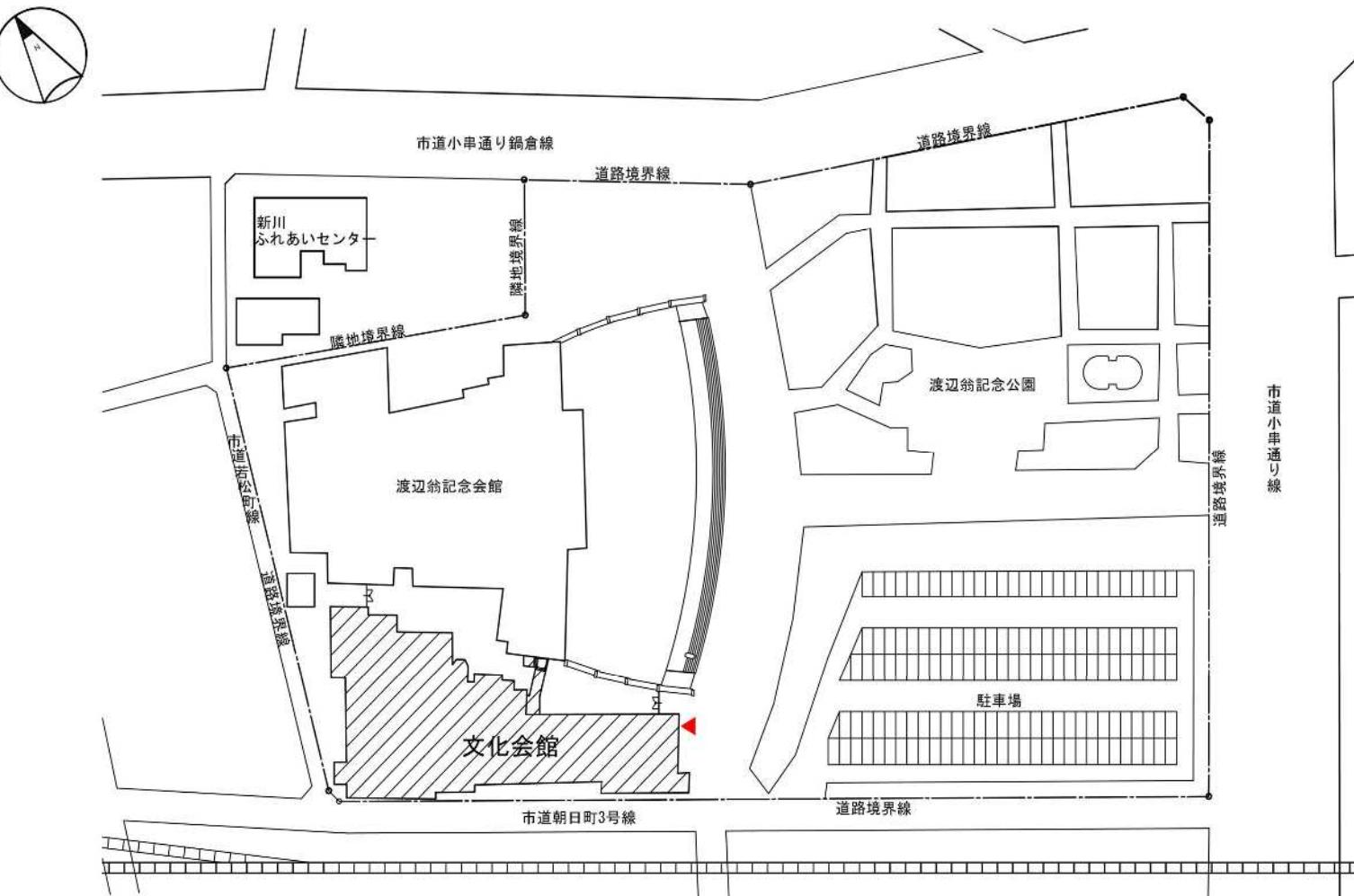
令和 6 年 9 月 3 日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

- 1 工事名 文化会館耐震改修他（建築主体）工事
- 2 工事場所 宇部市朝日町 8 番 1 号
- 3 請負金額 一金 486,090,000 円也
(うち消費税額及び地方消費税額 44,190,000 円)
- 4 契約の方法 条件付一般競争入札
- 5 工事の概要
 - (1) 耐震改修工事 一式
 - (2) 内装改修工事 一式 ほか
- 6 契約の相手方 島田工務店・高橋建設・朝見工務店共同企業体
代表者 宇部市小松原町二丁目 4 番 18 号
株式会社島田工務店
代表取締役 島田政明
宇部市松山町一丁目 7 番 27 号
高橋建設株式会社
代表取締役 高橋朋宏
宇部市島一丁目 8 番 26 号
株式会社朝見工務店
代表取締役 朝見俊夫

議案第86、87、88号参考図



議案第87号

工事請負契約締結の件

下記のとおり工事の請負契約を締結することについて、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第58号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

令和6年9月3日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

- 1 工事名 文化会館耐震改修他（電気設備）工事
- 2 工事場所 宇部市朝日町8番1号
- 3 請負金額 一金 351,285,000円也
(うち消費税額及び地方消費税額 31,935,000円)
- 4 契約の方法 条件付一般競争入札
- 5 工事の概要 (1) 照明設備改修工事 一式
(2) 受変電設備改修工事 一式 ほか
- 6 契約の相手方 前村電気工事・鶴谷秀電社共同企業体
代表者 宇部市神原町二丁目8番51号
前村電気工事株式会社
代表取締役 前村 隆文
宇部市東琴芝一丁目1番46号
株式会社鶴谷秀電社
代表取締役 鶴谷 孝二

議案第88号

工事請負契約締結の件

下記のとおり工事の請負契約を締結することについて、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第58号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

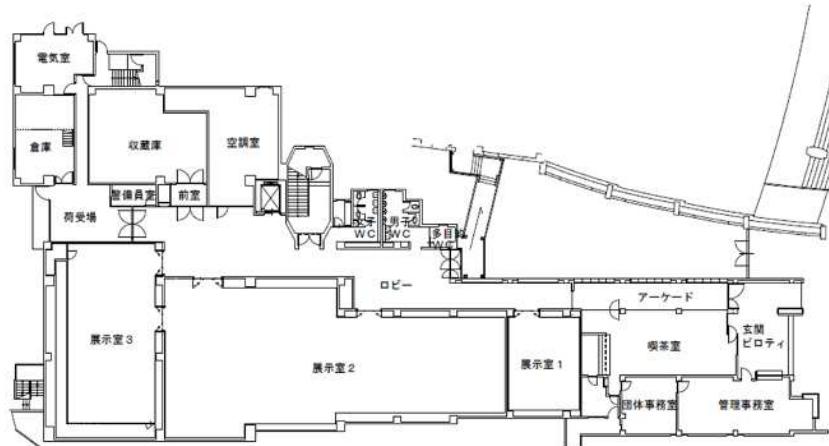
令和6年9月3日提出

宇部市長 篠崎圭二

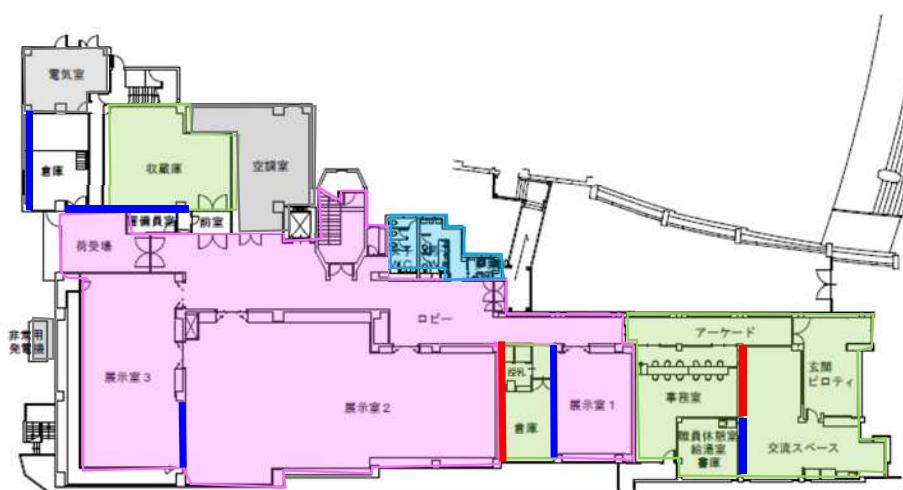
記

- 1 工事名 文化会館耐震改修他（機械設備）工事
- 2 工事場所 宇部市朝日町8番1号
- 3 請負金額 一金 252,560,000円也
(うち消費税額及び地方消費税額 22,960,000円)
- 4 契約の方法 条件付一般競争入札
- 5 工事の概要 空調設備改修工事 一式 ほか
- 6 契約の相手方 富士管工・プラマー工業共同企業体
代表者 宇部市文京町6番33号
富士管工株式会社
代表取締役 柴田泰広
宇部市岬町三丁目6番37号
有限会社プラマー工業
代表取締役 篠原正博

議案86号、87号、88号 工事請負契約締結の件 文化会館耐震改修他（建築主体、電気設備、機械設備）工事



改修前



改修後

1階平面図

■工事概要

【建築主体】

- ・耐震改修工事
 - ①耐震壁設置<1、2階>
 - ②特定天井改修<3階文化ホール>
- ・内装改修工事
 - ①間取り改修<1、2階>
 - ②座席更新<3階文化ホール>
 - ③トイレの改修<各階>
 - ④収蔵庫改修<1階>
- ・その他工事
 - ①建具(サッシ)改修<全館>

【電気設備】

- ・照明設備改修工事
 - ①照明LED化改修<全館>
 - ②舞台照明設備改修<3階文化ホール>
- ・受変電設備改修工事
 - ①受変電設備改修<1、2階空調室>
 - ②非常用発電設備取替<1階>
- ・その他工事
 - ①ヒアリングループ設置<3階文化ホール>

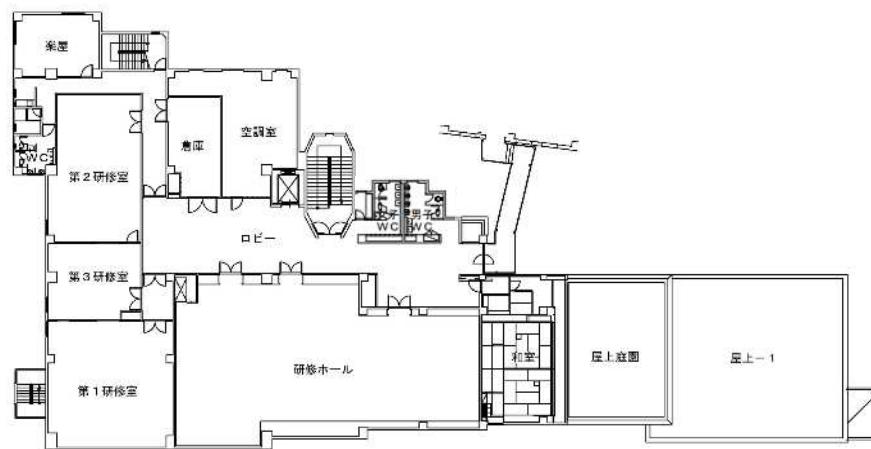
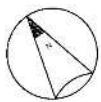
【機械設備】

- ・空調設備改修工事
 - ①空調設備・換気設備改修<全館>
- ・その他工事
 - ①トイレ改修<各階洋式化>
 - ②給水設備改修<方式変更>

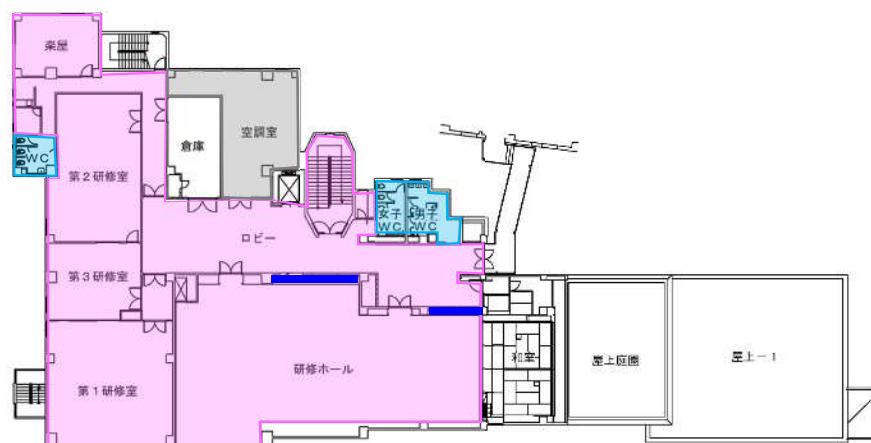
【凡例】

- …耐震壁新設箇所 2カ所
- …耐震壁増打ち箇所 5カ所
- …間取り全面改修
- …間取り部分改修
- …トイレ改修
- …設備改修（電気・機械）

議案86号、87号、88号 工事請負契約締結の件 文化会館耐震改修他（建築主体、電気設備、機械設備）工事



改修前

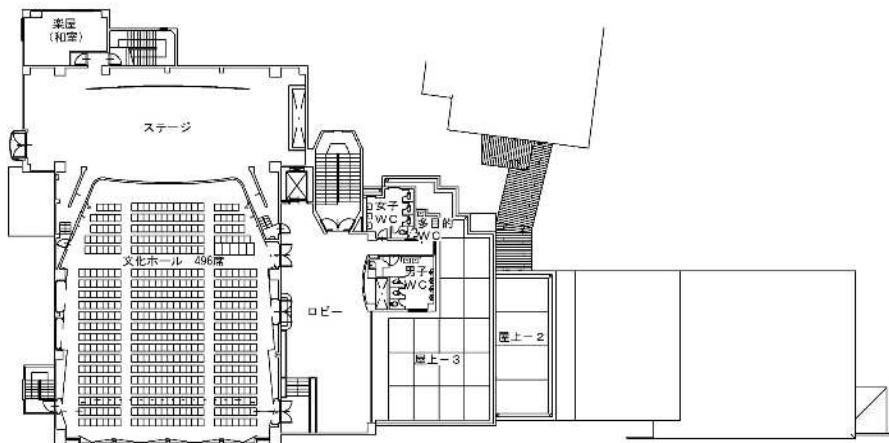


【凡例】

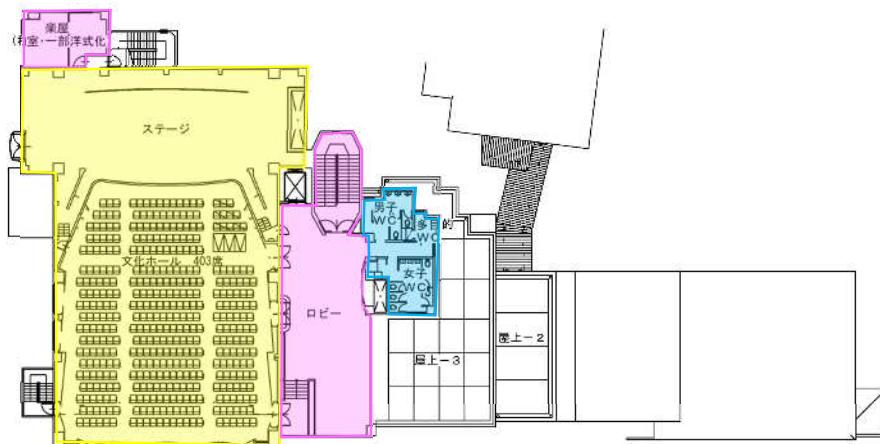
- 耐震壁増打ち 2カ所
- 間取り部分改修
- トイレ改修
- 設備改修（電気・機械）

2階平面図

議案86号、87号、88号 工事請負契約締結の件 文化会館耐震改修他（建築主体、電気設備、機械設備）工事



改修前



改修後

3階平面図

【凡例】

- …間取り部分改修
- …トイレ改修
- …文化ホール改修
- 特定天井改修
- 座席更新
- 舞台照明設備改修
- ヒアリングループ設置
(一般座席 30席、車いす 3席)

宇部市地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める
条例中一部改正の件

宇部市地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例（平成二十六年条例第四十三号）の一部を次のように改める。

令和六年九月三日提出

宇部市長 篠 崎 圭 二

第三条第二項中「第一百四十条の六十六第一号ロ(2)」を「第一百四十条の六十六第一号イ」に、「次条第二項において」を「以下」に改める。

第四条第一項中「職員に係る基準及び員数」を「職員及びその員数（運営協議会が第一号被保険者の数及びセンターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該センターの職員の勤務延時間数を当該センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」に改め、同条第二項の表以外の部分中「前項」を「第一項」に改め、同項の表中「前項第一号から第三号まで」を「第一項各号」に、「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、運営協議会がセンターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数のセンターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第一号被保険者の数について、おおむね三千人以上六千人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該区域内の一のセンターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一のセンターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから二人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「説明」

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部改正に伴い、所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

新
旧
対
照
表
新

(基本方針)

第三条

2 センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。次条第一項第三号において「省令」という。）第一百四十二条の六十六第一号②に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。次条第二項において「運営協議会」という。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

(職員の配置の基準)

第四条 一のセンターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね三千人以上六千人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員に係る基準及び員数は、原則として次のとおりとする。

(基本方針)

第三条

2 センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。次条第一項第三号において「省令」という。）第一百四十二条の六十六第一号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下「運営協議会」という。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

(職員の配置の基準)

第四条 一のセンターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね三千人以上六千人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数（運営協議会が第一号被保険者の数及びセンターの運営の状況を勘案して必要であると認めるとときは、常勤換算方法（当該センターの職員の勤務延時間数を当該センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）は、原則として次のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、運営協議会がセンターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数のセンターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第一号被保険者の数について、おおむね三千人以上六千人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該区域内の一のセンターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。

2 | 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の日常生活圏域に一のセンターを設置することが必要であると運営協議会において認められた場合には、センターの人員配置基準は、次の表の上欄に掲げる担当する区域における第一号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第一号被保険者の数	人員配置基準
おおむね千人未満	前項第一号から第三号までに掲げる者のうちから一人又は二人
おおむね千人以上二千人未満	前項第一号から第三号までに掲げる者のうちから二人（うち一人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね二千人以上三千人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第一号に掲げる者一人及び専らその職務に従事する常勤の同項第二号又は第三号に掲げる者のいずれか一人

3 | 第一項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の日常生活圏域に一のセンターを設置することが必要であると運営協議会において認められた場合には、センターの人員配置基準は、次の表の上欄に掲げる担当する区域における第一号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第一号被保険者の数	人員配置基準
おおむね千人未満	第一項各号に掲げる者のうちから一人又は二人
おおむね千人以上二千人未満	二人（うち一人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね二千人以上三千人未満	専らその職務に従事する常勤の第一項第一号に掲げる者一人及び専らその職務に従事する常勤の同項第二号又は第三号に掲げる者のいずれか一人

この場合において、当該区域内の一のセンターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから二人とする。

議案第 77 号

宇部市地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例中一部改正の件

1 目的

介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)の一部改正に伴い、所要の整備を行うもの

2 概要

(1) 主な改正内容

地域包括支援センターの職員配置基準について、これまで担当区域の第1号被保険者おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに「保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員」を専従・常勤の職員としてそれぞれ1人配置する必要があったが、地域包括支援センター運営協議会が必要と認めた場合は、次の配置基準とすることができる。

①常勤換算方法により配置基準を満たすことを可とする。

※常勤換算方法

非常勤職員の勤務時間延時間数を常勤の職員が勤務すべき時間数で割ったもの

例) 常勤1名 = 非常勤2名 (非常勤職員 A + 非常勤職員 B)
4 週 160 時間 4 週 96 時間 4 週 64 時間

②1つの地域包括支援センターで必要人数を配置できない場合は、複数の地域包括支援センターで合算して必要人数を配置することを可とする。

(2) 介護保険法施行規則第140条の66第1号口(2)に規定されていた地域包括支援センター運営協議会の定義規定が同号イに移り、当該定義規定を引用する箇所に所要の整備を行う。

3 施行日

公布の日

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例中一部改正の件

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十六年条例第四十二号）の一部を次のように改める。

令和六年九月三日提出

宇部市長 篠 崎 圭 二

第十条第一項中「第一百四十条の六十六第一号ロ(2)」を「第一百四十条の六十六第一号イ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「説明」

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）の一部改正に伴い、所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

新
旧
対
照
表

新

(指定介護予防支援の業務の委託)

第十条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第百十五条の二十三第三項の規定により指定介護予防支援の業務の一部を委託する場合には、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（省令第百四十九条の六十六第一号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第十条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第百十五条の二十三第三項の規定により指定介護予防支援の業務の一部を委託する場合には、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（省令第百四十九条の六十六第一号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならない。

議案第78号

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例中一部改正の件

1 目的

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）の一部改正に伴い、所要の整備を行うもの。

2 改正内容

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の改正により、地域包括支援センター運営協議会の定義規定が介護保険法施行規則第140条の66第1号口(2)から同号イに移り、当該定義規定を引用する指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）も同様の改正がなされた。

これを受け、当該定義規定を引用する当該条例（第10条）についても改正を行う。

3 施行日

公布の日

議案第七十九号

宇部市国民健康保険条例中一部改正の件

宇部市国民健康保険条例（昭和三十四年条例第十一号）の一部を次のように改める。

令和六年九月三日提出

宇部市長 篠崎圭二

第二十三条第一項中「三月」の下に「（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長一年）」を加える。

第二十四条中「第九項」を「第五項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第三項若しくは第四項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年十二月二日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の第二十三条の規定は、令和六年度分の保険料のうち令和六年十二月以後の期間に係るもの及び令和七年度以後の年度分の保険料について適用し、令和六年度分の保険料のうち令和六年十一月以前の期間に係るもの及び令和五年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う關係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和六年政令第二百六十号）第九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

「説明」

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）及び国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部改正等に伴い、保険料の徴収猶予の見直し、被保険者証の廃止その他所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

新
旧
対
照
表
新

(保険料の減免及び徴収猶予)

第二十三条 市長は、保険料の納付義務者で、次の各号のいずれかに該当するもののうち、必要があると認めるものに対し、保険料を減免し、又は三月

期限を延長することができる。

(過料処分)

第二十四条 世帯主が法第九条第一項若しくは第九項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第三項若しくは第四項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合は、十

（保険料の減免及び徴収猶予）

第二十三条 市長は、保険料の納付義務者で、次の各号のいずれかに該当するもののうち、必要があると認めるものに対し、保険料を減免し、又は三月（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長一年）を超えない限度において、納付期限を延長することができる。

(過料処分)

第二十四条 世帯主が法第九条第一項若しくは第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合は、十

万円以下の過料を科する。

議案第 79 号 宇部市国民健康保険条例中一部改正の件 説明資料

1 改正趣旨

- (1) 国民健康保険法及び同法施行令の一部改正に伴う所要の整備
- (2) 厚生労働省からの通知に伴う所要の整備

2 改正内容

- (1) 国民健康保険法及び同法施行令の一部改正関係（第 24 条）
被保険者証が廃止されることに伴い、被保険者証及びこれに関連する規定を削除するもの
- (2) 厚生労働省からの通知関係（第 23 条）
条例上の「徴収猶予」の規定においては、特別の事情がある保険料の納付義務者に対する徴収猶予期間は、現行では「3 月を超えない」とされているところ、認知症などで判断能力が不十分かつ身寄りの有無が判明できない方が、急患等として医療機関を受診し、即時入院等が必要な場合等においては、本人の資力の有無が判明し、かつ、本人の資力が活用可能となるまでの間、保険料の徴収猶予期間を「最長 1 年」とする例外規定を設けるもの

3 施行期日

令和 6 年 12 月 2 日（附則第 1 項）（改正国民健康保険法の施行期日と同日）

4 経過措置

施行日前の取扱いについては、従前どおりとする経過措置規定を設ける。（附則第 2 項及び第 3 項）

議案第八十号

宇部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 中一部改正の件

宇部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年条例第三十三号）の一部を次のように改める。

令和六年九月三日提出

宇部市長 篠 崎 圭 二

第二十九条第二項第三号中「二十人」を「十五人」に改め、同項第四号中「三十人」を「二十五人」に改める。

第三十一条第二項第三号中「二十人」を「十五人」に改め、同項第四号中「三十人」を「二十五人」に改める。

第四十四条第二項第三号中「二十人」を「十五人」に改め、同項第四号中「三十人」を「二十五人」に改める。

第四十七条第二項第三号中「二十人」を「十五人」に改め、同項第四号中「三十人」を「二十五人」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の日から当分の間、改正後の宇部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定の適用については、改正後の条例第二十九条第二項第三号、第三十一条第二項第三号、第四十四条第二項第三号及び第四十七条第二項第三号中「十五人」とあるのは「二十人」と、改正後の条例第二十九条第二項第四号、第三十一条第二項第四号、第四十四条第二項第四号及び第四十七条第二項第四号中「二十五人」とあるのは「三十人」とする。

「説明」

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六

十一号）の一部改正に伴い、職員の配置基準を見直すものである。
これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

新 旧 対 照 表 新

(職員)

第二十九条

2

三　満三歳以上満四歳に満たない児童（法第六条の三第十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）おおむね二十人につき一人

四　満四歳以上の児童　おおむね三十人につき一人

(職員)

第三十一条

2

三　満三歳以上満四歳に満たない児童（法第六条の三第十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）おおむね二十人につき一人

四　満四歳以上の児童　おおむね三十人につき一人

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第四十四条

2

三　満三歳以上満四歳に満たない児童（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）おおむね二十人につき一人

四　満四歳以上の児童　おおむね三十人につき一人

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第四十七条

2

三　満三歳以上満四歳に満たない児童（法

第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）おおむね二十人につき一人

三　満三歳以上満四歳に満たない児童（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）おおむね十五人につき一人

四　満四歳以上の児童　おおむね二十五人につき一人

三　満三歳以上満四歳に満たない児童（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）おおむね十五人につき一人

四　満四歳以上の児童　おおむね二十五人につき一人

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第四十七条

2

三　満三歳以上満四歳に満たない児童（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）おおむね十五人につき一人

三　満三歳以上満四歳に満たない児童（法

三　満三歳以上満四歳に満たない児童（法第六条の三第十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）おおむね十五人につき一人

三　満三歳以上満四歳に満たない児童（法第六条の三第十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）おおむね十五人につき一人

(職員)

第二十九条

2

新 旧 対 照 表 新

(職員)

第二十九条

2

三　満三歳以上満四歳に満たない児童（法第六条の三第十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）おおむね十五人につき一人

四　満四歳以上の児童　おおむね二十五人につき一人

(職員)

第三十一条

2

三　満三歳以上満四歳に満たない児童（法第六条の三第十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）おおむね十五人につき一人

四　満四歳以上の児童　おおむね二十五人につき一人

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第四十四条

2

三　満三歳以上満四歳に満たない児童（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）おおむね十五人につき一人

四　満四歳以上の児童　おおむね二十五人につき一人

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第四十七条

2

三　満三歳以上満四歳に満たない児童（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）おおむね十五人につき一人

三　満三歳以上満四歳に満たない児童（法

同じ。) おおむね二十人につき一人

四 満四歳以上の児童 おおむね三十人

につき一人

同じ。) おおむね十五人につき一人

四 満四歳以上の児童 おおむね二十五人

につき一人